

さいたま市都市農業審議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市都市農業の振興に関する条例（平成24年1月27日条例第92号）（以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき設置された、さいたま市都市農業審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、条例第19条第3項及び第5項の規定に基づき委嘱し、又は任命された、委員及び臨時委員により組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、必要に応じ開催する。

- 2 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 審議会の会議は、公開とする。ただし、さいたま市情報公開条例（平成13年5月1日条例第17号）第23条第2号又は第3号の規定に該当し、又は該当するおそれがあり、出席した委員の過半数の同意を得た場合は、会議の全部、又は一部を公開しないことができる。

(表決)

第6条 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、経済局農業政策部農業政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。